

## 東京大学附属図書館 特任専門職員 募集要項

1.職名及び人数	特任専門職員 若干名
2.契約期間	令和8年7月1日～令和9年3月31日
3.更新の有無	更新はしない
4.試用期間	採用された日から14日間
5.就業場所	東京大学附属図書館アジア研究図書館上廣倫理財団寄付研究部門 (東京都文京区本郷7-3-1) ※変更の範囲：原則同一部局内
6.業務内容	① U-PARLにおける令和8年度アジア研究資料デジタル化事業にかかる撮影、およびそれに付帯する業務。 ② その他部門の運営に関して部門長が必要と認めた業務等 ※変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
7.就業日・時間	週10時間程度(勤務曜日、時間数は応相談、勤務時間帯は9:00～17:00(12:00～13:00休憩)の間で調整) ※時間外労働を命じることがある。
8.休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
9.休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
10.賃金等	時給2,060円 通勤手当(支給要件を満たした場合は、規定により算定した額を支給、原則55,000円/月まで)、超過勤務手当
11.加入保険	法令の定めにより加入
12.応募資格	(1) 学士以上の学位を持ち(在学者応募可)、古典籍・貴重書等を自身の研究・業務等において取り扱った経験がある者。 (2) 学術資料のデジタル撮影に携わった経験があることが望ましい。撮影業務未経験の場合、着任後、早急に必要な研修を受け、上記の職務を遂行するための撮影技術習得に意欲的に取り組める者。 (3) 日本語による意思疎通に支障がない者。
13.提出書類	(1) 東京大学統一履歴書 1部 ※以下のURLから様式をダウンロードし作成すること <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> (2) 研究業績リスト 1部(書式自由) (3) 職務経歴および研究歴とそれに基づく着任後の抱負 1部(書式自由)
14.提出方法	上記書類の電子ファイルを以下URLにアップロードしてください。 <a href="https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/s/msteams_c45c58/lgD8axXfoPKdS6wAM1QZoRfeARo0QZTJqE-YOcWYuAmBNUM">https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/s/msteams_c45c58/lgD8axXfoPKdS6wAM1QZoRfeARo0QZTJqE-YOcWYuAmBNUM</a>
15.応募締切	令和8年6月8日(月)12:00必着 ※ただし、適任者が見つかり次第募集を締め切ることがある。

16.選考方法	書類選考の上、必要に応じて面接を実施することがある。
17.問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学附属図書館総務課総務チーム庶務担当 菊地、佐藤 電話: 03-5841-2603・2604 E-mail: <a href="mailto:shomu.lib@gs.mail.u-tokyo.ac.jp">shomu.lib@gs.mail.u-tokyo.ac.jp</a>
18.募集者名称	国立大学法人東京大学
19.受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20.その他	<p>(1) 応募書類等は返却せず、本選考の用途の限りに使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。</p> <p>(2) 選考にかかる旅費は一切支給しません。</p> <p>(3) 本学では、男女共同参画の推進に取り組んでいます。 詳細は、下記のホームページをご覧ください。 URL： <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/index.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/index.html</a></p> <p>(4) 応募者は事前に必ず「東京大学の科学研究行動規範リーフレット」に目を通してください。 URL： <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400030733.pdf">https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400030733.pdf</a></p> <p>(5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。 このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p>